

双葉町文化財等収蔵庫整備
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月19日

双葉町

目 次

1	双葉町文化財等収蔵庫整備事業に関する基本的な考え方	1
	(1) 本業務の目的	1
2	本業務の概要	1
	(1) 事業の名称	1
	(2) 発注方式	1
	(3) 計画地	1
	(4) 工期	2
	(5) 建築計画概要	2
	(6) 業務範囲	2
3	事業費参考価格	3
4	参加者の参加資格要件	3
	(1) 参加者の構成等	3
	(2) 共同企業体の参加要件等	3
	(3) 参加者の資格要件等	4
	(4) 参加者の参加資格確認基準日	7
	(5) 複数企業からなる参加者の構成企業の変更	7
5	選定の手順	8
	(1) 選定の方法	8
	(2) 選定のスケジュール（予定）	8
	(3) 実施要領等の公表	8
	(4) 質問書の提出及び回答の公表	8
	(5) 一次審査書類の提出	8
	(6) 一次審査結果の通知	9
	(7) 一次審査通過後に参加を辞退する場合	9
	(8) 二次審査書類の提出	9
	(9) 二次審査の手順	9
	(10) 技術提案書審査委員会の設置	10
	(11) プロポーザル参加に係る留意事項等	10
6	契約に関する事項	11
	(1) 事業実施協定書の締結	11
	(2) 契約の締結	11
	(3) 契約保証金の納付等	12
	(4) 契約書類の構成と優先順位	12
7	その他	12
	(1) 技術提案資料の取扱い	12
	(2) 情報の提供	12
	(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い	12
	(4) 周辺工事との調整	13
	(5) 町の担当窓口（問い合わせ先）	13

1 双葉町文化財等収蔵庫整備事業に関する基本的な考え方

(1) 本事業の目的

本町は、東日本大震災及び福島第一原発事故により全町避難を余儀なくされたことに伴い、町内の公共施設の多くが、地震による損壊や長期間管理不能となったこと等により、建物解体を行うことが決定しているが、解体が決定している公共施設内には、町の歴史を記す貴重な文書や収蔵品、あるいは東日本大震災の記憶を残すアーカイブ品等が整理されないままの状態に残っている。また、東日本大震災後には平成 24 年 4 月 10 日付け府公第 86 号「東日本大震災に関する行政文書ファイル等」に該当し、文書廃棄することができないまま保管されている行政文書や町外の施設へ救出し保管している貴重な収蔵品等においても、今後適切な管理を行う必要がある状況である。本整備により、双葉町復興に係る各種事業のスピード感を高める為の事業である。

文化財やアーカイブ品の展示施設としての機能については、現時点において当該収蔵庫での運用は考えておらず、あくまで保管を目的とした収蔵庫ではあるが、将来の町づくりの景観を損なわない外観も視野に入れて整備する。

これらのことから、各種文書や収蔵品等の適切な保管を目的として、文化財等収蔵庫の整備を行うものである。

2 本業務の概要

(1) 事業の名称

双葉町文化財等収蔵庫整備事業

(2) 発注方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者が基本設計業務、実施設計業務、工事監理業務及び建設業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

(3) 計画地

所在地	: 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖 28 番地
敷地面積	: 5,593 m ² 別添求積図のうち、地番 28-A 部分を計画地とする。
用途地域	: 第二種住居地域
防火地域	: 法 22 条地域
建ぺい率	: 60%
容積率	: 200%
斜線制限	:
所有者	: 双葉町

※ 今回の計画地においては、旧双葉町役場西側倉庫等の建物が建っているが、令和 7 年 4 月より環境省により建物解体を行う予定となっている。なお、旧双葉町役場西側倉庫等の建物については、旧双葉町役場庁舎を含む敷地にて建築確認がされている建物となっていることから、敷地分割を行い、文化財等収蔵庫建設を行うこととする。

(4) 工期

令和9年10月末日までに建物を引き渡すものとする。

ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日までとする。

(5) 建築計画概要

延べ床面積約4000㎡（構造及び階数は提案による）

(6) 業務範囲

業務内容は次のとおりであるが、詳細については、「要求水準書」及び「基本・実施設計業務等委託契約書（案）」、「工事請負（仮）契約書（案）」、「工事監理業務委託契約書（案）」を参照すること。

ア 設計業務等

○基本設計業務

- ・基本設計業務
- ・概算工事費算定業務
- ・各種申請業務

○実施設計業務

- ・実施設計業務
- ・積算業務
- ・各種申請業務(申請費用の負担も含む)
- ・維持管理業務に係る仕様書作成業務
- ・性能検証業務

○設計監理業務（外壁内装の配色案作成、デザイン監修、サイン計画、施工図確認、変更図確認）

※ 設計業務において設計監理業務以外の部分については業務の完了に先立って成果品の引き渡しを受けるものとし、一部完了検査後、契約額の90%分を支払うものとする。設計監理業務の成果品確認後、完了検査の後に残りの10%分を支払うものとする。

イ 工事監理業務

- ・工事監理業務
- ・施工図確認
- ・変更積算確認
- ・監理に係るその他業務

ウ 建設業務

- ・建設業務（電気工事、機械設備工事、外構工事を含む）
- ・施工段階に係る各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務

エ その他関連業務

- ・各種調査業務（必要に応じ電波障害影響調査、事前事後家屋調査等を実施する）
- ・補助金・交付金に係る支援業務等
- ・設計意図伝達等の業務

3 事業費参考価格

工事費	1, 600, 000, 000円 (税込み)
設計費等	35, 000, 000円 (税込み)
工事監理費	16, 000, 000円 (税込み)

上記各参考価格を上限とし、各参考価格の範囲内で参加者が提案する価格（以下、「提案価格」という。）を契約限度額とする。なお、参考価格を超える提案価格を提出した場合は、失格となる。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※最終的な実施内容、契約金額については、町と調整した上で決定する。

4 参加者の参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 参加者は、町の求める性能を備えた本施設の基本設計、実施設計、工事監理及び建設を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）、又は単体企業とする。

イ 参加者は、本施設の基本設計・実施設計を行う者（以下、「設計企業」という。）、本施設の工事監理を行う者（以下、「工事監理企業」という。）、及び本施設を建設する者（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、一の者が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。

ウ 本プロポーザルに参加する単体企業は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の一員（以下、「構成員」という。）となることはできない。また、一の共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 共同企業体の構成員の数は5社以内とし、構成員のうち建設企業については、最小の出資者の出資割合は構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

イ 共同企業体の構成員の組み合わせについては、構成員のうち建設企業については、双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成4年3月17日告示第1号）による組み合わせとする。

ウ 一の共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員となることはできない。

注）「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。

エ 共同企業体のうち、出資金の割合が高い企業を代表企業とし、参加資格審査における

提出書類において明らかにすること。

オ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、契約書（案）を参照すること。

(3) 参加者の資格要件等

ア 参加者の共通資格要件

参加各者は、それぞれ次に掲げる（ア）～（コ）の資格要件を満たすこと。

- （ア）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- （イ）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- （ウ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続き開始の申立をした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- （エ）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- （オ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申し立てがなされていないこと。
- （カ）手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- （キ）過去 2 年間、法人税、消費税、事業税、法人市町村民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- （ク）双葉町暴力団排除条例（平成 26 年条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- （ケ）双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 62 年 1 月 20 日訓令第 2 号）により指名停止を受けている者でないこと。
- （コ）本事業の技術提案書審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

イ 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げる全ての資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たし、その他は（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。

- （ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （イ）審査資料の提出期限日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- （ウ）過去 10 年間に、一棟の延床面積 2,000 m²以上の公的機関^{*1}が発注する公共建築物^{*2}の新築工事に係る実施設計業務を元請として受注し、完了した実績を有する。

(エ) (ア)～(ウ)の資格要件を全て満たす企業と過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置すること。また、下表の主任技術者をそれぞれ1名配置できること。ただし、管理技術者と建築意匠の主任技術者、電気設備と機械設備の主任技術者は兼任できるものとする。

分担業務分野	保有資格
建築意匠	一級建築士
構造	構造設計一級建築士又は一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士又は建築設備士
機械設備	設備設計一級建築士又は建築設備士

(注) 主任技術者とは、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

ウ 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。なお、設計企業の管理技術者及び建築意匠の主任技術者は、建設企業の監理技術者^{※3}及び現場代理人^{※4}を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること。
- (イ) 過去10年間に、公的機関が発注する公共建築物の新築工事に係る実施設計業務において業務の過半以上従事した実績を有すること。

エ 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げる(ア)～(ウ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他は(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- (ウ) 過去10年間に、一棟の延床面積2,000㎡以上の公的機関が発注する公共建築物の新築工事に係る工事監理業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- (エ) (ア)～(ウ)の資格要件を全て満たす企業と過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置すること。また、下表の主任技術者をそれぞれ1名配置できること。ただし、管理技術者と建築意匠の主任技術者、電気設備と機械設備の主任技術者は兼任できるものとする。

分担業務分野	保有資格
建築意匠	一級建築士
構造	構造設計一級建築士又は一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士又は建築設備士
機械設備	設備設計一級建築士又は建築設備士

(注) 主任技術者とは、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

オ 工事監理企業の管理技術者の資格要件

工事監理企業の管理技術者は、次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。なお、工事監理企業の管理技術者及び建築意匠の主任技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。

（イ）過去 10 年間に、公的機関が発注する公共建築物の新築工事に係る工事監理業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

カ 建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げる（ア）～（エ）の資格要件を満たすこと。共同企業体において建設企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たすこと。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を有すること。

（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 に規定する総合評定値通知書（最新のもの）の総合評定値（P 点）のうち建築一式工事が、700 点以上であること。

（ウ）過去 10 年間に、一棟の延床面積 2000 m²以上の公的機関が発注する公共建築物の新築工事に係る建築一式工事を受注し、完了した実績を有すること。

（エ）以下の a、及び b の要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。また b の要件を満たす現場代理人を配置すること。

a 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

b （ア）～（ウ）の資格要件を全て満たす企業と過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

キ 建設企業の監理技術者の資格要件

建設企業の監理技術者及び現場代理人は、それぞれ次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、監理技術者及び現場代理人の変更及び追

加は認めない。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に基づく一級建築施工管理技士であること。

(イ) 過去 10 年間に、公的機関が発注する公共建築物の建築一式工事において監理技術者として従事した実績を有すること。

(4) 参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、審査書類の提出期限日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(5) 複数企業からなる参加者の構成企業の変更

審査書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。

- ※1 公的機関とは国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団法人及び公立大学法人等とする。
- ※2 公共建築物とは公的機関が所有する建築物を指す。
- ※3 監理技術者とは、建設業法に定める監理技術者のことを指す。
- ※4 現場代理人とは、双葉町工事請負契約約款（平成 30 年 2 月 13 日 告示第 4 号）に定める現場代理人のことを指す。

5 選定の手順

(1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 選定のスケジュール (予定)

日 程	内 容
令和7年5月19日(月)	実施要領等の公表
令和7年6月13日(金)	質問書の提出期限
令和7年6月20日(金)	質問書の回答公表
令和7年7月7日(月)	一次審査書類の提出期限
令和7年7月16日(水)	一次審査結果の通知
令和7年8月18日(月)	二次審査書類の提出期限
令和7年8月27日(水)	二次審査に係るプレゼンテーション
令和7年9月3日(水)	優先交渉権者の決定
令和7年9月	事業協定書の締結
令和7年9月	基本・実施設計業務等委託契約の締結
令和8年10月	工事請負契約及び工事監理業務等委託契約の締結

(3) 実施要領等の公表

町は、令和7年5月19日(月)に本事業の公募と同時に、【発注図書リスト】におけるA公募型プロポーザル実施要領、Aの添付資料、B要求水準書を公表する。

要求水準書の添付資料B1～B7、参考資料については実施要領内7(5)の担当者まで、所属・氏名の明記の上メールにてお問い合わせください。ダウンロードのURL、及び解凍パスワードを折り返しお送りいたします。配布期間は令和7年5月19日(月)からとし、時間は午前9時から午後5時までとする。

(4) 質問書の提出及び回答の公表

本プロポーザルに関する質問がある場合は、令和7年6月13日(金)の午後5時までに、質問書を提出すること。提出方法は、質問書【添付 A11】に質問ごとに簡潔に記載し、質問書のファイルデータを電子メールにより、7(5)に記載する担当窓口のメールアドレスに送信するものとする。質問書を提出した者は必ず担当窓口に着の確認を行うこと。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術又はノウハウ等、質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月20日(金)以降、町ホームページで公表するものとし、個別の回答は行わない。

(5) 一次審査書類の提出

参加者は、審査に必要な書類を以下のとおり提出すること。提出様式、提出部数等につい

ては提案様式集【添付 A3】を参照すること。

提出期限	令和7年7月7日（月） 午後5時
提出場所	双葉町総務課管財係 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
提出方法	参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参 （郵送や電子メールは不可）

（6）一次審査結果の通知

町は、提出された一次審査書類をもとに資格審査及び実績審査を行い、一次審査結果通知書を令和7年7月16日（水）以降に参加者に郵送する。一次審査の通過者は5社程度とする。審査については優先交渉権者決定基準【添付 A2】を参照すること。

なお、一次審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

（7）一次審査通過後に参加を辞退する場合

一次審査通過者が、二次審査の参加を辞退しようとする場合には、令和7年8月18日（月）の午後5時までに、辞退届（様式1-12）を正・副各1部、7（5）に記載する担当窓口を持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便で期日までに必着）により提出すること。なお、郵送する場合は必ず担当窓口に着の確認を行うこと。

（8）二次審査書類の提出

一次審査通過者は、二次審査に必要な書類を以下のとおり提出すること。提出様式、提出部数等については提案様式集【添付 A3】を参照すること。

提出期限	令和7年8月18日（月） 午後5時
提出場所	双葉町総務課管財係 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
提出方法	一次審査通過者（共同企業体の場合は代表企業）による持参 （郵送や電子メールは不可）

（9）二次審査の手順

審査は、次のア～キに示すとおり実施する。詳細については、優先交渉権者決定基準【添付 A2】を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏まえて実現性の高い提案とすること。

ア 要求水準の確認

提案内容が要求水準を満たしているかについて確認を行い、要求水準を満たしている場合は適格とし、明らかに満たしていないと確認される場合には失格とする。

要求水準の達成確認を行うにあたり、一次審査通過者から提出された提案書類に疑義がある場合には、一次審査通過者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

イ 技術提案審査（プレゼンテーション含む）

優先交渉権者決定基準【添付 A 2】 図表 4 技術提案審査項目により審査を行う。

ウ 価格審査

優先交渉権者決定基準【添付 A 2】 第 3 4 価格審査により審査を行う。

エ 優先交渉権者の決定・公表

優先交渉権者決定基準【添付 A 2】 第 4 優先交渉権者の選定に基づき、審査を行い、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者として決定する。また、総合評価点が高い提案をした者が 2 以上あるときは、優先交渉権者決定基準【添付 A 2】に基づき、価格提案の安価な者を優先交渉権者とする。結果については、審査結果通知書を令和 7 年 9 月 1 日（月）以降、二次審査対象者に郵送すると共に、町ホームページ等で公表する。なお、特定されなかった参加者は、通知を受けた日から 7 日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

また、町は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者（次点交渉権者）と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者（共同企業体の場合は代表企業又は構成員）が、優先交渉権者の決定から基本・実施設計業務等委託契約の締結までに、町との契約に関して以下の事由に該当した場合は、失格とする。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(イ) 贈賄・談合等著しく町との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(10) 公募型プロポーザル審査委員会の設置

審査は、町が設置した双葉町文化財等収蔵庫整備公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。審査委員会は、双葉町職員及び外部委員により構成される。

(11) プロポーザル参加に係る留意事項等

ア 実施要領等の承諾

参加者は、町への審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

(イ) 著作権

町が示した図書の著作権は町に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。

なお、町は本事業において、公表時等には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、【添付 A 3】様式 3-3～3-7、任意資料、4-1、4-2の全部又は一部（公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を無償で使用できるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(エ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、町から指示する場合を除き、認めない。

(オ) 追加資料の提出

町は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

エ 町からの提示資料の取扱い

町が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

6 契約に関する事項

(1) 事業実施協定書の締結

町と優先交渉権者は、速やかに事業実施協定書（案）【添付 A 7】に基づき事業実施協定を締結する。優先交渉権者が共同企業体の場合は、町と共同企業体における代表企業にて締結する。

(2) 契約の締結

町と優先交渉権者は、事業実施協定を締結後、基本・実施設計業務等委託契約書（案）【添付 A 4】及び事業実施協定書に基づき、基本・実施設計業務等委託契約を締結する。契約締結の際、町の指定する細目まで含めた提案価格における事業費内訳明細書を提出すること。また、実施設計において提案価格を下回るように最善の努力を行うこと。

また、実施設計が終わった段階で、価格交渉を行い、最終的な見積書等の事業費金額につ

いて、町との確認・合意を得た後、工事請負（仮）契約書（案）【添付 A 5】及び事業実施協定書に基づき工事請負仮契約を締結する。その後、町議会において当該契約に係る議決がなされた時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

本工事請負契約の締結に併せて、工事監理業務委託契約書（案）【添付 A 6】及び事業実施協定書に基づき工事監理業務委託契約を締結する。

なお、【添付 A 4～A 6】については法改正等があった場合には、契約締結時に変更する。

（3）契約保証金の納付等

優先交渉権者は、双葉町財務規則（昭和 61 年 1 月 17 日規則第 1 号）に基づき、業務委託契約及び工事請負仮契約の締結までに、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

- ア 金融機関等の保証
- イ 保証事業会社の保証
- ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
- エ 履行保証保険契約の締結

（4）契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、町と協議のうえ決定する。

- ① 基本・実施設計業務等委託契約書、工事請負（仮）契約書、工事監理業務委託契約書
- ② 事業実施協定書
- ③ 共同企業体協定書
- ④ 質問回答書
- ⑤ 要求水準書等
- ⑥ 技術提案書
- ⑦ 事業費内訳書

7 その他

（1）技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、基本・実施設計業務の過程において、町との協議により具体的仕様その他を決定する。

（2）情報の提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行う。

（3）工事請負契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、双葉町工事等の

請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和62年1月20日訓令第2号）により、期間を定め入札参加制限を行う場合があることに留意すること。

（4）周辺工事との調整

事業実施にあたっては町及び周辺工事施工者と調整のうえ、協力すること。

（5）町の担当窓口（問い合わせ先）

双葉町総務課管財係 吉津、高橋

メールアドレス：soumu@town.futaba.fukushima.jp

〒979-1421 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

電 話 ：0240-33-0124（直通）

F A X ：0240-33-2115

※土曜、日曜、祝日の対応は除く

※受付時間は午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までの間は除く）